

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
は、翌日
の翌日)

◇ 告 示

目 次

- ◇ 告 示 保険医の登録
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 結核予防法による医療機関の指定
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 結核予防法による医療機関の指定
- 飼料の試験の結果の概要
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
- 火薬類取扱保安責任者試験の実施
- 採石業務管理者試験の合格者
- 地方職員共済組合定款の一部変更

告 示

鳥取県告示第五百四十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十三年六月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
笠 木 正 明	鳥医第二、二七四号	昭和五十三年六月七日

鳥取県告示第五百四十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年六月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
ハヤシ歯科医院	鳥取市片原二丁目一一八	昭和五十三年六月一日
中村歯科医院	倉吉市東岩倉町二、二五五	昭和五十三年六月五日

益尾歯科医院

米子市道笑町二丁目一八

昭和五十三年六月六日

鳥取県告示第五百四十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年六月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
ハヤシ歯科医院	鳥取市片原二丁目一八	全国	昭和五十三年六月一日
中村歯科医院	倉吉市東岩倉町二、二五五	"	昭和五十三年六月五日
益尾歯科医院	米子市道笑町二丁目一八	"	昭和五十三年六月六日

鳥取県告示第五百五十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和

二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十三年六月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十三年二月十七日	マリ 医 院	西伯郡淀江町大字今津一五〇
昭和五十三年三月七日	クリ内科胃腸科 クリニック	米子市西福原七二三
昭和五十三年四月十七日	松本外科医院	米子市河崎一四一四
昭和五十三年四月二十六日	福嶋整形外科医院	倉吉市伊木字中新田二六一

鳥取県告示第五百五十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十三年六月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和五十年二月四日	田 中 医 院	鳥取市湖山町五八二
昭和五十三年一月十日	川 上 医 院	米子市岡成九五

鳥取県告示第五百五十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十三年六月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	昭和五十三年五月二十二日
医療機関名	安蔭内科医院
所在地	鳥取市吉方温泉三丁目 八一一一二

鳥取県告示第五百五十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十三年二月に収去した飼料の試験の結果の概要を、次のとおり告示する。

昭和五十三年六月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

栄養成分に関する検査

製造事業者等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月日		試験要										備考		
			年	月	粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性窒素	水溶性窒素	ペプトン消化率	D.C.P.		T.D.N.	M.E.
境港市 山陰くみあい飼料株式会社	境港市 山陰くみあい飼料株式会社	規くみあい標準配合飼料 中難用1号	53.2	18.1	3.8	3.3	5.5	1.02	0.62	—	—	—	—	—	—	2,810	
		規くみあい標準配合飼料 大難用1号	53.2	15.0	3.7	4.0	7.5	1.55	0.81	—	—	—	—	—	—	2,670	
境港市 山陰くみあい飼料株式会社	境港市 山陰くみあい飼料株式会社	規くみあい標準配合飼料 成難用エツグマツシユ17	53.2	17.7	4.6	4.3	10.4	3.09	0.63	—	—	—	—	—	—	2,750	
		規くみあい配合飼料 成難用山陰コープエツシユ17	53.1	18.2	4.4	3.5	7.3	3.22	0.53	—	—	—	—	—	—	2,720	

くみあい配合飼料 和牛繁殖連産1号	53.2	16.9	2.6	5.7	7.2	0.88	0.95	—	—	—	—	—	—	13.4	66.7	—
くみあい配合飼料 子牛ブリード1号	53.2	16.9	3.0	5.9	7.0	0.87	0.96	—	—	—	—	—	—	13.3	67.1	—
くみあい配合飼料 種豚用ハイブリード	53.2	16.2	3.1	4.6	5.2	0.78	0.54	—	—	—	—	—	—	12.8	71.0	—
くみあい配合飼料 ビゲースB	53.2	17.8	3.5	2.6	4.5	0.75	0.55	—	—	—	—	—	—	14.6	77.0	—
くみあい配合飼料 ビゲースC	53.2	15.1	3.1	3.1	4.4	0.56	0.50	—	—	—	—	—	—	12.7	74.5	—
くみあい配合飼料 肉種鶏成鶏用	53.2	17.6	4.0	3.6	10.5	3.21	0.57	—	—	—	—	—	—	—	—	2,740

注 飼料の名称の欄中「規」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項の規定に基づき規格適合表示であることを示す。

鳥取県告示第五百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。
昭和五十三年六月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 施行者の名称
鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道（秋里処理区）
- 三 事業施行期間

昭和四十七年二月十八日から昭和六十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

鳥取市立川町四丁目、同町五丁目、吉方、吉方温泉四丁目、東品治町、今町二丁目、南町、行徳、西品治、相生町四丁目、寿町、新品治町、業師町、江津、秋里、松並町一丁目、同町二丁目、同町三丁目、青葉町一丁目、同町二丁目、同町三丁目、田園町一丁目、同町二丁目、同町三丁目、同町四丁目、田島、幸町、天神町、扇町、富安一丁目、同二丁目、南吉方一丁目、興南町、吉成、新、大杓、卯垣、岩倉、滝山、富安、古市及び安長地内において事業地を変更し、同市東町一丁目、同町二丁目、同町三丁目、尚徳町、栗谷町、江崎町、馬場町、上町、中町、立川町一丁目、同町二丁目、同町三丁目、吉方町一丁目、同町二丁目、大工町頭、御弓町、大榎町、庵丁人町、掛出町、元大工町、上魚町、若核町、鍛冶町、職人町、桶屋町、寺町、戎町、川端一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、新町、元魚町一丁目、同町二丁目、同町三丁目、同町四丁目、元町、茶町、二階町一丁目、同町二丁目、同町三丁目、同町四丁目、片原一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、玄好町、材木町、西町一丁目、同町二丁目、同町三丁目、同町四丁目、同町五丁目、湯所町一丁目、同町二丁目、丸山町、吉方温泉一丁目、同二丁目、同三丁目、永楽温泉町、末広温泉町、弥生町、栄町、今町一丁目、瓦町、相生町一丁目、同町二丁目、同町三丁目、本町一丁目、同町二丁目、同町三丁目、同町四丁目及び同町五丁目を追加する。

使用の部分
変更なし

公 告

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項の規定により、甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和53年6月16日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の種類及び試験科目

(1) 試験の種類

ア 甲種火薬類取扱保安責任者試験

イ 乙種火薬類取扱保安責任者試験

(2) 試験科目

ア 火薬類取締りに関する法令

イ 一般火薬学

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日

昭和53年8月1日（火曜日） 午前10時から12時まで

(2) 試験の場所

鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 写真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはり付けること。

(4) 戸籍抄本

なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県火災保安協会に備えてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 2,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはり付けること。この場合消印しないこと。

5 受験願書の受付期間

昭和53年6月20日から同年7月3日まで(郵送による場合は、7月3日までの消印のあるものは受け付ける。)

6 受験票

受験願書を受け付けた者には、受験票を交付する。

7 その他

不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

昭和53年6月6日に実施した採石業務管理者試験に合格した者は、次の

とおりである。

昭和53年6月16日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 5 露本 勝美 | 7 川田 次夫 | 12 野澤 健二 | 14 西垣智恵子 |
| 15 興村 忠 | 18 村上 節夫 | 19 高橋 大憲 | 20 井本 健司 |
| 21 杉本 宣樹 | 23 栗山 照司 | 27 中村 順一 | 32 松本 龍雄 |
| 34 岩本富美男 | 35 安藤 義則 | 36 川島 敏則 | 37 山根 彰徳 |
| 39 福井 壽幸 | 40 野田 久良 | 45 山根 正人 | 47 駒井 悟 |
| 49 森 速男 | 53 塗信 俊一 | 57 奥田佳示則 | 58 仲田 治康 |
| 60 矢積 俊文 | | | |

雑 報

地方公務員等共済組合法(昭和87年法律第152号)第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合法定款の一部を変更することについて、次のとおり公告する。

昭和53年6月16日

地方職員共済組合理事長 斎 藤 正 夫

地方職員共済組法定款の一部を変更する定款

地方職員共済組法定款(昭和三十七年定款第一号)の一部を次のように変更する。

第二十九条第一項の表中「千分の四十・六」を「千分の四十五・二五」に、「千分の一・三五」を「千分の一・六〇」に、「千分の二十八・六」を「千分の三十三・二五」に、「千分の六十三・六」を「千分の六十八・二五」に改める。

第二十九条の二中「千分の八十一・二」を「千分の九十・五」に改める。

附 則

- 1 この変更は、昭和五十三年五月十日から施行する。
- 2 変更後の第二十九条第一項の規定は、昭和五十三年六月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年五月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第二十九条の二の規定は、昭和五十三年六月分以後の任意継続掛金について適用し、同年五月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。